



島根県報

平成24年3月9日（金）

第2,373号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 2

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により東北地方太平洋沖地震受入被災者生活支援金の交付の対象等を定める告示 (地域政策課) 3

島根県人権啓発推進センター設置運営要綱の一部改正 (人権同和対策課) 3

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定 (環境政策課) 4

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の廃止 (") 4

悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準の廃止 (") 5

解除予定保安林（2件） (森林整備課) 5

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中小企業課) 5

建築基準法の規定による道路の位置の指定 (建築住宅課) 6

【公 告】

特定漁港漁場整備事業計画の案の公表 (漁港漁場整備課) 7

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定事業活動制限事業者及び指定地域の指定 (中小企業課) 7

【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の相手方等 (下水道推進課) 7

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化業務委託（その1）に係る一般競争入札の相手方等 (") 8

【正 誤】

平成24年2月24日付け島根県報第2,369号中 (中小企業課) 8

公布された条例等のあらまし

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

- (1) 民法等の一部を改正する法律の施行により、未成年後見人に法人を選任することができるようになったことに伴う様式の整備（様式第1号・様式第4号・様式第10号・様式第12号関係）
- (2) その他様式の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第5号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第10号中

「

| | | | |
|--------------------------------------|------|-------|--|
| 法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合） | | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 | 本 籍 所 | |
| | | 住 所 | |

を

」

「

| | | | |
|--------------------------------------|------|-------|--|
| 法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合） | | | |
| (ふりがな) 氏名又は名称 | 生年月日 | 本 籍 所 | |
| | | 住 所 | |

に

」

改める。

「 住 所 「 住 所
 様式第12号中 申請者 氏 名 を 届出者 氏 名 に、
 電話番号」 電話番号」

「

| | | | |
|--------------------------------------|------|-------|--|
| 法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合） | | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 | 本 籍 所 | |
| | | 住 所 | |

を

」

「

| | | | |
|--------------------------------------|------|-------|--|
| 法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合） | | | |
| (ふりがな) | 生年月日 | 本 籍 所 | |

氏名又は名称

住

所

」

に、同様式注2中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告

示

島根県告示第145号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、東北地方太平洋沖地震受入被災者生活支援金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により東北地方太平洋沖地震受入被災者生活支援金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第255号）は、廃止する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

東北地方太平洋沖地震受入被災者生活支援金（以下「支援金」という。）

2 交付の目的

平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）により被災し、被災地から避難し島根県内に居住した者に対し、当面の生活費の一部を補助することにより、その者の生活再建を支援することを目的とする。

3 交付の対象となる者

次に掲げるいずれかの要件に該当する者で、支援金の交付を申請した日から1月以上の期間島根県内の賃貸借住宅その他知事が特に認める住宅（以下「住宅等」という。）に居住する見込みのあるものとする。ただし、体育館その他の避難所、親戚知人宅、ホームステイ等により一時的に避難している者は、住宅等に入居した時点で交付の対象とする。

(1) 東北地方太平洋沖地震により、居住していた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなった者

(2) 福島第一及び第二原子力発電所の事故により避難措置及び屋内退避措置を講じられたために居住していた住宅に住めなくなった者

4 交付の額及び回数

(1) 交付の額

1回の交付申請につき一世帯当たり30万円とする。ただし、世帯の構成員が1名である場合は、1回の交付申請につき15万円とする。

(2) 交付の回数

交付は、一世帯当たり1回に限り行うものとする。

島根県告示第146号

島根県人権啓発推進センター設置運営要綱（平成15年島根県告示第866号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第8条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項から第7項までを2項ずつ繰り上げる。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(毀損等の届出等)

第12条 利用者が貸出しを受けた図書等を毀損し、汚損し、又は亡失した場合は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならぬ。

2 管理者は、前項に規定する届出があったときは、同等又は類似の現品による補填により弁償させるものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によるものと管理者が認めたときは、この限りでない。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

島根県告示第147号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、地域の類型（騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1に規定する地域の類型をいう。以下同じ。）を当てはめる地域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

当該地域を表示した図面は、島根県環境生活部環境政策課、関係保健所、関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第204号）は、廃止する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 地域の類型 | 当てはめる地域 | |
|-------|--------------------------|--|
| A | 奥出雲町 川本町 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 |
| B | 奥出雲町（旧仁多町の区域を除く。） 川本町 | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域 |
| C | 奥出雲町 川本町 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、「都市計画区域であって用途地域の定められていない地域」とは、同法第5条第1項、第2項及び第4項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。
- 「旧仁多町の区域」とは、平成17年3月30日現在のものをいう。

島根県告示第148号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（昭和62年島根県告示第313号）は廃止し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第149号

悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準（平成17年島根県告示第318号）は廃止し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第150号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町門田827-13、829-3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第151号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
江津市敬川町2468-1、2468-4、2468-5、2469-1、2469-3、2469-4・2469-5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2469-6、2469-7
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第152号

平成24年島根県告示第22号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス高岡店 出雲市高岡町647番地1外13筆

2 意見の概要

| | 意見 | 理由 |
|---|---|--|
| 1 | 店舗駐車場出入口付近から道路（歩道）への見通しが確保できるよう配慮すること。 | 同店舗が立地される周辺は、車両・自転車・歩行者共に交通量が多い場所であり、店舗駐車場への出入時の交通事故が懸念される。 よって、店舗駐車場出入口付近は左右の安全確認ができるよう、見通しを確保しておく必要があるため。 |
| 2 | 夜間に行われる荷さばき作業について、通常行う騒音対策に合わせ作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。 | 夜間に行われる荷さばき作業について、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。 |
| 3 | 周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。 | 周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。 |
| 4 | 工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。 | 道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。 |

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による平成3年7月22日付け第6号に係る道路の位置を、次のとおり変更したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝口善兵衛

1 道路の位置

雲南市大東町大東2402-8、2402-10、2402-11

2 道路の幅員

4.00メートル

3 道路の延長

33.72メートル

4 位置標示方法

道路側溝、金属プレートにより標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成24年3月2日 第4号

備考

別紙図面は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案に意見のある者は、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 漁港漁場整備法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称
和江地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の案
- 2 縦覧の期間
平成24年3月9日から平成24年3月29日まで
- 3 縦覧の場所
島根県農林水産部漁港漁場整備課、島根県浜田水産事務所及び大田市役所

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第6号に規定する指定事業活動制限事業者及び同条第7号に規定する指定地域を次のとおり指定したので公告する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定事業活動制限事業者

| 番号 | 名 称 | 住 所 | 指定期間 |
|------|------------------|-----------------|-------------------------------|
| 23-2 | 協同組合出雲ショッピングセンター | 島根県出雲市今市町259番地1 | 平成24年2月29日 ～ 平成25年2月28日 |

- 2 指定地域

| 番号 | 地 域 | 指定期間 |
|------|-----------------|-------------------------------|
| 23-3 | 島根県出雲市今市町259番地1 | 平成24年2月29日 ～ 平成25年2月28日 |

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地

- 3 落札者を決定した日
平成24年 2 月 29 日
- 4 落札者の氏名及び住所
宇部・山陽ロジス・J R 貨物・萩森・クリエイト共同企業体
代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 事業部長 白野吉一
山口県宇部市大字小串1978番地の 2
- 5 落札金額
163, 317, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成24年 1 月 20 日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

平成24年 3 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化業務委託（その 1） 予定数量5, 000トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町 8 番地
- 3 落札者を決定した日
平成24年 2 月 29 日
- 4 落札者の氏名及び住所
やすぎ農業協同組合
島根県安来市飯島町1205番地 1
- 5 落札金額
60, 375, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成24年 1 月 27 日

正 誤

平成24年 2 月 24 日付け島根県報第2, 369号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所及び内容 |
|-----|-----------------------|
| 2 | 下から 8 行目から 7 行目までを削る。 |

- 3 | 上から12行目から23行目までを削る。
下から14行目から13行目までを削る。

- 4 | 上から6行目から17行目までを削る。